

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第15回）

議事録

日時：令和元年9月2日（月曜日）11：00～11：30

場所：経済産業省別館1階104会議室

議題

- ・ 整合規格案の確認について
- ・ 試験方法等の基準について

議事内容

○遠藤課長補佐 定刻より少し前でございますけれども、ただいまより産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第15回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方にあられましては、ご多忙のところ、また暑い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

以後の議事進行は三木座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○三木座長 初めに委員の出欠の確認をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 本日は、渡邊委員より事前にご欠席の旨、ご連絡いただいております。三浦委員にあられましては少し遅れるというご連絡をいただいております。現時点では10名の委員にご出席いただいております。

○三木座長 出席者数が定足数に達しておりますので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

次に配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（中井） 配付資料を確認させていただきます。

最初に議事次第、次に資料1のワーキンググループ委員名簿。

次に、資料2で「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」。こちらについては、資料2の別添1として、整合規格案の一覧と、別添2の規格概要が同じファイルに入っております。

続きまして、資料3は解釈改正案でございます。こちらは規格案を別表第十二に採用した場合の仕上がり案となっております。

また資料4-1と4-2は整合確認書でございます、それぞれの規格についての技術基準省令の条文ごとにJIS規格等の該当箇所を書き出した対比表となっております。

最後に、資料5は試験方法等の基準等の廃止に関する提案資料でございます。

以上となっておりますけれども、i P a dの資料や配付資料に不具合はございませんでしょうか。

○三木座長 よろしいでしょうか。——ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

前回、6月に行いました第14回ワーキングでは25規格のJIS等についてご確認いただき、8月1日付けで原案どおり改正を行い、適用されております。本日は2規格のJISについて技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（中井） 今回、整合規格としてご確認いただきたい規格概要について説明をさせていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

まず資料2の「1. 概要」について、こちらは今までどおり迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直しを行うこととしています。

続きまして、「2. 改正の内容」をご覧ください。今回は改正する規格が2規格ありまして、いずれも採用済みのIEC規格に準拠したJISをより新しい版に置き換えるものがございます。また猶予期間の経過により削除する規格が13規格、試験方法等の基準という事で削除する規格が19規格ございます。

「3. 今後のスケジュール」でございます。会議終了後、速やかに30日間のパブリックコメントを行う予定でございます。今のところ、改正及び施行は11月以降の予定でございます。ただし書きに書いてありますとおり、今までどおり、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとして猶予期間を設けたいと考えております。

1ページめくっていただき、別添1をご覧ください。こちらは本日改正する2規格の一覧となっております。さらに1ページめくりますと、別添2がございます。こちらは後ほど資料4の整合確認書と併せてご説明をさせていただきます。

資料、変わりました、次に資料5をご覧ください。こちらは試験方法等の基準であったり、活用されていない基準であったりするため廃止を検討している基準でございます。その一覧が次のページからある表1と表2です。

資料、戻っていただきまして、資料3をご覧ください。こちらは本日の審議内容が予定どおりに改正された場合の別表第十二の仕上がり案になっております。水色の網かけ部分が今回の審議によって新たに加わる予定の規格で、灰色の網かけ部分は、削除する予定の規格でございます。削除予定の規格は、猶予期間が令和元年10月31日までの規格でございます。スケジュールどおり11月以降に改正された場合は猶予期間を過ぎますので、削除予定となっております。また先ほど説明しました試験方法等の基準についても削除予定のものが灰色の網かけになっております。

以上でございます。

○三木座長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について何かご質問等ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料2の別添1の一覧表に沿って、いつものように上から順番に事務局から論点説明の後に質疑応答いただくというふうに進めていきます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（村中）　　資料2の別添1の一覧表にございます1番目、JIS C 9335-2-29「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2-29部：バッテリーチャージャの個別要求事項」について説明させていただきます。

まずは当該規格の概要について説明させていただきますので、次のページの別添2をご覧ください。この規格の適用範囲としては、「リップルフリーの直流120V以下の出力を持ち、定格電圧が250V以下の家庭用及びこれに類するバッテリーチャージャの安全性について規定する」となっております。電気用品安全法上の電気用品名としては「直流電源装置」が該当します。

主な改正内容としては、対応国際規格でございますIEC60335-2-29 第5版が発行されたことに伴いまして、適用範囲の出力電圧を「SELV以下」から「120V以下」に変更するとともに、安全絶縁変圧器の定義をわかりやすい表現に改めるなどの改正を行っております。

次に、この改正されたJIS規格について、電気用品の技術上の基準を定める省令各条

項との整合性を確認したものについて、資料4の整合確認書で説明させていただきます。
お手元の資料4-1をご覧ください。

こちらについては、従前どおり、主に非該当となったところについてご説明させていただきます。非該当部分は、13ページの第十五条第3項の「始動、再始動及び停止による危害の防止」の停止の部分でございます。こちらは「一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当」と考えております。

続きまして、15ページに飛びまして、第二十条の「長期使用製品安全表示制度による表示」の部分でございます。こちらは対象品目でございますので、非該当となっております。

ただいまご説明しました非該当部分以外のものについては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございました。このJIS規格については省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明は以上となります。

○三木座長　　ただいまの説明及び整合確認書について、ご意見などございますでしょうか。――特にございませんか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中）　　2番目の規格でございますけれども、JIS C 9335-2-96「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2-96部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項」について説明させていただきます。

まずは当該規格の概要を説明させていただきますので、資料2の別添2をご覧ください。この規格の適用範囲は「定格電圧が単相の場合には250V以下、その他の場合には480V以下の建物の構造に組み込むことを目的とし、室内暖房のために室内に設置するシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の安全性について規定」されております。電気用品安全法上の電気用品名として、「電熱シート」や「電熱ボード」が該当します。

主な改正内容としては、前回のJIS規格の改正は2016年でございますので、その後、対応国際規格が改正されたわけではないのですが、JIS規格を改正した2016年の後、床下の電熱ボードはシート状の可とう性電熱素子を用いる機器とすることが妥当だろうという判断がございまして、当該規格の適用範囲に「床下電熱ボード」が追加されました。これに伴いまして、床下電熱ボードの定義や異常試験など床下電熱ボードに関する規定を

追加するなどの改正を行われております。

続きまして、この J I S 規格の電気用品の技術上の基準を定める省令の整合確認書の説明をさせていただきます。資料 4-2 をご覧ください。非該当部分について説明させていただきます。12 ページの第十五条第 3 項の「停止による危害の防止」の部分でございます。こちらは、「一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当」と考えております。

続きまして、14 ページから 16 ページにわたりまして、第二十条関係で「長期使用製品安全表示制度による表示」の部分でございます。こちらは対象品目でございますので、非該当とさせていただきます。

簡単ではございますけれども、こちらの規格の整合確認の説明は以上となります。

○三木座長 ただいまの説明及び整合確認書について、ご意見ございますでしょうか。

○梶屋委員 1 点だけ確認ですけれども、従来、電気用品名として「電熱ボード」というのがあったものに対して、今回、「床下」という冠がついたという、それだけのことなのでしょうか。床下と床下でないものと何が違うのでしょうか。直接このことと関係ないかもしれないのですが。

○三木座長 質問の趣旨は、これまで「電熱シート」だったのが「床下」とついたということですか。

○梶屋委員 電気用品名として「床下」も含めることになるのかということです。

○事務局（村中） 電気用品安全法上の対象範囲は特に変わりございませんで、床下電熱ボードについても従来から対象となっております。この J I S 規格においては、「床下の電熱ボード」に関する規定がなかったところ、床下電熱ボードはこの規格に含まれるだろうという判断がございまして、明確に「床下電熱ボード」にかかる定義の項目も追加しまして、さらに「床下電熱ボード」に関する試験項目もきちんと追加したというものです。

○梶屋委員 今のお話からすると、従来の「電熱ボード」に床下も含まれているという。そういう意味でよろしいですね。——はい、わかりました。ありがとうございます。

○三木座長 他にございますでしょうか。——特にございませんか。

それでは、今回、提出のありました整合規格案については、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

本日は次に試験方法等の基準について提案があるとのことですので、説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　お手元の資料5をご覧ください。先ほどまで審議いただいた件については、電安法の技術基準省令の解釈に関する通達の別表第十二に整合規格を追加するというところをご審議いただいたわけですが、別表第十二の中には使われないことが明らかである基準もまだ残されておりまして、その削除を行いたいということで、整合規格の別表第十二のリストからの削除をご提案させていただくものでございます。

もう3年ほどたちますか、第8回整合規格ワーキングにおきましても、古くなった整合規格の削除を提案させていただいておりまして、25規格の削除をご了承いただいたところでございます。そういった一環の流れから今回、使われなくなった、使われなくなるであろう整合規格の削除をご提案するものでございます。

まず資料5の現状の部分でございます。電安法の技術基準体系については、性能規定化に伴い整合規格の審議を行うために、平成26年、2014年に本ワーキングを立ち上げて以来、整合規格の追加・改正の審議を行ってきております。

一方、整合規格の一覧表でございます技術解釈通達別表第十二には、平成14年以降、全く改正されていない基準がございます。これらの多くは平成14年以前に、手前どもが称しています、いわゆる2項基準の整備に当たって採用された製品規格である「別紙」及びこれら「別紙」に引用されている試験方法が残されているものでございます。

当整合規格ワーキングの立ち上げに先立ちまして、性能規定化をどう進めるかということについて審議するための検討会「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」を開催させていただいております。

その場の結論として、資料5の最後、4ページ目、A4横になっておりますけれども、「整合規格とするJIS等の範囲の明確化について」ということで、そこに示しますような結論が既に出ております。

電気安全に関する基準のうち、試験方法などの引用規格については、種類としては「D」というふうに分類しまして、試験方法については電気用品安全法の対象である製品そのものを対象としないために、基本的に電安法の技術基準、整合規格としては対象としないという結論に達しておりまして、4ページの下※印の1番にありますように、そうした規格については適切な時期に削除するという結論を既にいただいております。

そういった整合規格の扱い方に関します方針に基づきまして、現在、別表第十二に採用

されております規格の中で、今ほど申しました「D」に分類されるものを列挙したものが2ページ目の表1となります。

これら表1に示す規格について削除すべきか否かを事務局で検討させていただきました結果、以下に述べます3規格については残すが、それ以外のものについては削除するという結論に至りました。

残すべきと判断いたしましたのは、上から4番目、J60227-2「定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第2部：試験方法」という規格でございます。これらの規格については、塩化ビニル絶縁ケーブルの製品規格群で共有されております。そのために、この規格はまだ残しておくべきと判断いたしました。

次に、その下のJ60245-2、同じく「定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル—第2部：試験方法の試験方法」でございます。この規格についても、ゴム絶縁ケーブルの規格群で共有されているものでございますので、にわかには削除しがたいと判断いたしました。

最後、一番下のJ60825-1「レーザ製品の安全基準」でございます。レーザ製品そのものは電安法の対象ではございませんが、一応製品安全規格でございます。試験方法規格ではないので、今回も削除は見送りとさせていただきたいと思っております。

以上、述べましたように、既存の方針によりましてD分類に分類される試験方法等について、候補として上がっております規格は14規格でございますが、それらのうち3規格は、今申しましたように、残すべきと判断させていただきましたので、それらを除く11規格については廃止しても差し支えがないものと判断いたしました。

次に3ページ目の表2がでございます。製品規格ではございますけれども、新たなJ規格が採用されたことに伴いまして使われない基準があります。それらについて、以下、表2、順を追いまして説明させていただきます。

資料5の3ページ目の表2の一番上、「ミニチュアヒューズ」でございます。これについては、この通則を引用している個別規格が全て廃止されておりますので、削除して構わないと判断させていただきました。

次にJ60155でございます。「蛍光灯用グロースタータ」でございます。これは注1にありますように、下から5番目にございます照明器具の通則という規格がございましたけれども、この通則を引用する個別規格自体が使われなくなりましたので、廃止する予定でございます。それに伴い、「蛍光灯用グロースタータ」は照明器具の通則のほうに引用されていることから、平成14年度において2項基準というふう採用されたものでございます。

けれども、蛍光灯用グロースタート自体、電安法の対象でもございませんし、また引用元である照明器具の通則の平成14年版が使われなくなったということも踏まえて、蛍光灯用グロースタートは整合規格の別表第十二から削除することを提案するものでございます。

続きまして、3番目、J60335-2-J5「温風暖房機の個別要求事項」でございます。この規格については既に最新の規格60335-2-102（H30）に移行済みでありますので、もはや使われなくなったと判断して、削除することとしたいと思っております。

続きまして、4番目、J60384-14「コンデンサ」の規格でございます。コンデンサ自体、電安法の規制対象とはなっていない部品でございますので、これについても削除ということをご提案させていただいております。

続きまして、J60598-1（4.1版-H14）でございます。照明器具の一般通則でございますけれども、これを引用しております規格自体、併読される個別規格がなくなったことから廃止することを提案させていただくものでございます。

続きまして、J60920（H14）「蛍光灯用安定器」。この規格は最新の個別規格に移行したということございまして、削除を提案するものでございます。以下、J60922、最後のJ60928についても同様でございます。

このように表2で示します規格については今後、使われる見込みがないということで廃止を提案させていただくものでございます。

以上、既に廃止の方針を決めていた規格に該当するもののうち廃止すべきと判断したものの11規格、さらに、今後使われる見込みのない規格8規格、都合あわせまして、19規格について整合規格の一覧表でございます別表第十二から削除することを提案させていただくものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明について何かご意見ございますでしょうか。

○三浦委員　　試験方法などの引用規格を整理するというのは、ずっと言っていたことなので賛成ですが、参考資料の表3の「遠隔操作を有するものに関する基準」や、表5の「事故未然防止に係る安全基準」に「改正要望する」とありますが、改正要望に関してスケジュールなど、何か私たちには伝えていただけるとかありますか。

○遠藤課長補佐　　例えば遠隔操作に関する基準については別途、電気用品調査委員会といたします民間側からの整合規格や安全基準を提案する場がございまして、その下部として、例えば遠隔操作に関するタスクフォースというものがございます。

現在使われている遠隔操作に関しますガイドラインがございます。ガイドラインにしたのは、政府が出す基準にしますと、技術進歩が激しい分野について逆に足かせになってしまうので、機動的に対応するために、民間側でございます電気用品調査委員会からガイドラインという形を出すということで、5年前に基準を設定しました。

現在、5年たちましたし、国際的な動向もあり、さらにガイドラインはわかりにくいという問題もございましたので、既に1年以上前から検討を進めておりまして、タスクフォースとして中間報告が出たところでございます。

このワーキングに与えられたミッションは整合規格の改廃に関する部分だけでしたので、従来はそういったことについてはterms of referenceと違っているのを審議するものではないと思っておりましたが、ご指摘のように整合規格の判断に当たっては、それらに類する周辺情報は確かに必要と思われるので、何らかの形で当ワーキンググループの委員の皆様には、そういったことに関する情報をお伝えしたいと思いますが、その方法については、事務局のほうで検討させていただきます。

○三浦委員　　ここの審議には関係ないことであっても、補佐がおっしゃったとおり、こういうふうになっているということは教えてもらえたらいいなと思っただけです。

○遠藤課長補佐　　貴重なご意見、ありがとうございます。そこまで思いが至らず、大変失礼しました。

○三浦委員　　未然防止のこととか遠隔操作のことはこの先も関わってくることなので言いました。

○三木座長　　ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、今回の提案については特に問題がないものと判断できますので、事務局提案のとおり、試験方法等の基準については削除することといたします。

本日予定の議題はこれで終了ですが、皆様から何かご意見ございますでしょうか。あるいは、ご質問でも結構です。――特にないようですので、事務局から。

○事務局（村中）　　次回のワーキングについては、整合規格案の審査案件が発生しましたら、また開催したいと考えております。日程の詳細は、後日改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○三木座長　　以上をもちまして、第15回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。ありがとうございました。

—了—

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201